

## 日本イギリス哲学会 第60回 関西部会例会

日 時：2019年7月20日（土）14：30～17：40

場 所：キャンパスプラザ京都 京都大学サテライト講習室（6階・第8講習室）  
交通アクセスは裏面の図でご確認ください。

報 告 1：14：30～16：00（討論を含む）

報 告 者：青木 眞澄（京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程）

題 目：ヒューム正義論におけるコンヴェンションと公共性

報 告 2：16：10～17：40（討論を含む）

報 告 者：苅谷 千尋（立命館大学）

題 目：フランス革命期ブリテンにおける諸国民の法の理解

—エドマンド・バークとジェームズ・マッキントッシュを中心に—

例会の後、簡単な懇親会を予定しております。こちらにもどうぞお気軽にご参加ください。  
また12月の部会報告をご希望の方は、以下の担当者あるいは事務局までお申し出ください。

関西部会担当

伊勢 俊彦（立命館大学、[tit03611\[at\]lt.ritsumei.ac.jp](mailto:tit03611@lt.ritsumei.ac.jp)）

竹澤 祐丈（京都大学、[Takezawa\[at\]econ.kyoto-u.ac.jp](mailto:Takezawa@econ.kyoto-u.ac.jp)）  
[at]を@に置き換え下さい

### <会場案内>

キャンパスプラザ京都 立命館大学講習室（6階）

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る TEL 075-353-9111



## ＜日本イギリス哲学会 第60回関西西部会例会 報告要旨＞

### 報告 1：ヒューム正義論におけるコンヴェンションと公共性

青木 眞澄

18世紀スコットランドの哲学者デヴィッド・ヒュームが主著『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature* [1739-40])において展開した正義論は、人間と社会との関わり合いを考察するに際して、現代においてもなお重要な示唆に富むものである。ヒュームの議論は、自己利益の追求、家族や友人への偏愛を特徴とする利己的人間観をベースとしつつ、コンヴェンション (convention) という社会契約よりも前言語的でプリミティブなメカニズムを想定することによって、我々が公共性を獲得し、正義の観念に支えられた社会を形成するに至る過程を描くものである。しかし、コンヴェンションに関するヒュームの記述は、愛情の届く身近な人々から見ず知らずの人々へ、という公共的配慮を可能とさせるような視野の拡大の仕組みを十分に説明するものとはなっていない。この問題に対し先行研究は、このような視野の拡大の働きをコンヴェンションの外部に見出すものであった。これに対し本報告では、ヒュームの記述を段階的に再分析することによって、コンヴェンション内在的にこの働きの説明を試みる。

(京都大学大学院文学研究科、博士後期課程)

### 報告 2：フランス革命期ブリテンにおける諸国民の法の理解

—エドマンド・バークとジェームズ・マッキントッシュを中心に—

苅谷 千尋

エミール・ヴァattelの『諸国民の法』(1752)は、18世紀後期ブリテンにおいて広く受容された。例えばブラックストンの『イングランド法積義』は、ヴァattelに、そして自然法に依拠しながら、国家あるいは国家間関係を「完全に独立してはいるが、相互交流がなされるべきもの」と解した。だが、フランス革命政府による「普遍帝国」への警戒心が高まった、18世紀末ブリテンにおいては、独立と相互交流からなる国家間関係を正当化するに当たって、ヴァattelや自然法の直接的な利用は避けられた。

本報告では、フランス革命期ブリテンにおいて、諸国民の法の理解がどのように変容したのか、その一端を明らかにするために、諸国民の法について論じた、エドマンド・バークの『国王殺しの総裁政府との講和』(1795-1797)とジェームズ・マッキントッシュの『自然法と諸国民の法についての論考』(1799)を考察する。本報告を通して、両者に共通して、1) 国家の独立を前提としながらも、諸国家間の結束性、相互交流に関わる語彙にいつそう比重が置かれた点、2) ヨーロッパとフランスの間に境界線を設定する戦略が採られた点、3) 国家間関係を基礎付けるに当たって、過去の諸条約の分析が重視された点が、指摘されるだろう。

(立命館大学)